⑺　Time-limit for submission of certificate : 16 : 00　25 January, 2019

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　15 February, 2019

⑼　Contact point for the notice : Noritaka Nakamura, Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi-ken, 460―8514, Japan, TEL 052―953―8138 ex. 2538 FAX 052―953―8199

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月25日

分任支出負担行為担当官　中部地方整備局
沼津河川国道事務所長　藤井　和久

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　22

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達件名及び数量
平成31年度　沼津河川国道電気通信施設保守業務（電子調達システム対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　履行期間　平成31年４月１日から平成32年３月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
入札回数は原則２回を限度とするが、場合によっては３回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の２に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システムの利用　本件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に変えることができる。
電子調達システム（ＧＥＰＳ）による場合は、電子認証を取得していること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成31・32・33年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸地域の認定を受け、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされる予定の者であること。

⑶　競争参加資格の申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け官報）に記載されている時期及び場所で受け付ける。

⑷　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　入札説明書を３⑶の交付方法により直接入手した者であること。なお、電子調達システムによる入手時は、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」を必ず選択すること。選択しなかった場合は、質問回答等で資料追加した際に、更新通知が届かず、適正な申請書等を作成できないことから、競争参加資格を与えない。

⑻　本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑼　平成16年度以降に、以下の①に示す機関等が発注した以下の②に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者として業務を完了（平成31年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。なお、履行実績は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」若しくは「電気通信工事」の施工実績又は製造実績をもって代えることができる。

①　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。ただし、⒜から⒞の機関が発注した業務の場合は、再委託でもよい。
⒜　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
⒝　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
⒞　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）
⒟　民間企業発注の保守又は点検業務の履行実績（受注者としての実績に限る）

②　対象設備は、次の⒜から⒩までのいずれか一つとする。
⒜　多重無線設備
⒝　端局設備
⒞　遠方監視設備
⒟　交換設備
⒠　長距離（30㎞以上）用光伝送設備
⒡　移動体通信設備
⒢　模写電送設備
⒣　衛星通信設備
⒤　ネットワーク設備
⒥　高圧受変電設備
⒦　非常用又は自家用発電設備（10kVA以上）
⑴　防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
⒨　ＣＣＴＶ設備
⒩　道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備

⑽　本業務の配置予定管理技術者は申請書及び資料等の提出期限の時点で次の①から⑥のいずれか一つの条件を満たす者であること。
なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれかの設備の保守又は点検業務（再委託の実績を含む）の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」若しくは「電気通信工事」の施工実績又は製造実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者。

②　専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士若しくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者。

③　学校教育法による高等学校、専修学校若しくはこれに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者。

④　上記①、②及び③以外の者で、７年以上の業務経験を有する者。

⑤　以下のいずれかの資格を有する者。
⒜　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））
⒝　技術士（電気電子部門）
⒞　一級又は二級電気工事施工管理技士
⒟　第一種電気工事士

⑥　以下のいずれかの資格を有する者で、３年以上の業務経験を有する者。
⒜　第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
⒝　第二種電気工事士
⒞　第一級又は第二級総合無線通信士
⒟　第一級又は第二級陸上無線技術士
⒠　第一級陸上特殊無線技士